

著作権 契約書



第14回 公演の映像と動画投稿サイト

弁護士・ニューヨーク州弁護士

福井健策

今回は、「インターネットの動画投稿サイトに公演の映像をアップされてしまった」あるいは「アップしたい」という場合を考えてみましょう。

① 「動画投稿サイト」は、「動画共有サイト」とも言いますが、つまりインターネットを経由して、誰でもそのサイト（ウェブページ）に映像などを自由に投稿でき、投稿された映像はずっとそこにあって誰でも見ることができる。私が素人だということが一度呼ばれてしまう説明ですが、そういうサービスですね。

日本での代表例は、「ユーチューブ」(YouTube) と「ニコニコ動

画」でしょう。「はしり」ともいえるユーチューブの方は、カリフォルニアで2005年に、二人の若者がはじめたサービスです。簡単な会員登録さえすれば（匿名可）、誰でも映像を10分間まで無料でアップてきて、全世界の誰でもそこそこの画質でアップ映像を見ることができます。大げさにいえば、誰でも放送局になれるサービスです。

その手軽さが受け、2007年5月には合計八千万の動画がアップされていましたと言われます。検索サービス最大手のグーグルに二千億円近くで買収されたのが2006年秋。すごいですね。

二人ではじめて1年ちょっとで

使ったことがない方は、「ご興味があればインターネットの検索で「YouTube」と入力して、使ってみてください。とても簡単です。たとえば、「亡くなられた赤塚不二夫さんに敬意を表して「赤塚不二夫」や「天才バボン」と入力すれば、（まだ削除されてなければ）告別式でのタモリさんの弔辞や懐かしいTVアニメなどいくつもヒットし、動画が見られるはずです。

動画投稿サイトは、手軽に世界

中に公演映像を広める手段でもありますから、アップされて「わあうれしい」と思つたならば、そのままにして置く方法もあります。もしも、「嫌だな」と思った場合は、削除してもいい方法はあるのでしょうか。

投稿サイトにアップするということは、法律的には著作権のうちの「公衆送信権」、著作隣接権のうちの「送信可能化権」という厄介な名前の権利などに触れますから、権利者は削除を求めることがあります。たとえば、劇作家、振付家、舞台美術家、作詞・作曲家などには著作権がありますし、俳優・ダンサー（そしておそらく演出家）などには著作隣接権があります。著作隣接権にはこれまた厄介な例外もあるので置いておくとして、劇作家のような著作権者であれば誰であれ、投稿サイトへのアップが嫌だと思えば、削除を求める権利があります。

基本的には、主催者が投稿にOKしていくても、劇作家が一度も承諾したことがないなら、劇作家ひ

とりでも削除を求める」とはできません。

問題は、削除を求める方法ですが、多くの投稿サイトは、「ノーティス・アンド・テイクダウン」などと言われる削除要請の手続を取り入れており、そ



二千億円。私もつくづく、選ぶ仕事をまちがえたと思います。同種の若者がはじめたサービスです。や中国のYoukuなど、世界中になりますね。

使ったことがない方は、「ご興味があればインターネットの検索で「YouTube」と入力して、使ってみてください。とても簡単です。たとえば、「亡くなられた赤塚不二夫さんに敬意を表して「赤塚不二夫」や「天才バボン」と入力すれば、（まだ削除されてなければ）告別式でのタモリさんの弔辞や懐かしいTVアニメなどいくつもヒットし、動画が見られるはずです。

動画投稿サイトは、手軽に世界

にアップすることができます。たとえば、誰かが録画して、そのままアップする場合もあるでしょう。スタッフやボランティア、そういう関係者のどなたかが公演を録画して、特に相談なしにアップするケースもあるでしょう。

② 時に、舞台公演の映像がここにアップされていることもあります。大きな劇場での公演などは客席で、もちろん公演主催者が自分でアップするケースもありますが、主催者が知らないところでアップされることもあります。たとえば、大きな劇場での公演などは客席で、こつそり録画している方がいて、その方が投稿する場合もあります。もちろん、公演のTV放送を誰かが録画して、そのままアップする場合もあるでしょう。スタッフやボランティア、そういう関係者のどなたかが公演を録画して、特に相談なしにアップするケースもあるでしょう。

③ 以上が、公演映像が知らないうちに投稿されていた場合の話ですが、先に書いた通り、むしろ公演映像を積極的に広めるために動画投稿サイトにアップしたいと思つた場合は、どうでしょうか。たとえば、「自分が主催者や劇作家だからといって一存で映像をアップすることはできません。先ほど挙げた権利者、基本的に全員の同意を貰つて上げるのが原則です。

もちろん、同意を貰うと言つても、公演や集団の規模によつて、文書のようなきちんとした同意のとり方から非常にカジュアルな了解のとり方までいろいろあるでしょう。これは、投稿サイトに限らず、権利や許可といふことを考えるときにはいつも出て来る問題です。